

仕 様 書

1 目 的

本業務委託は茨城県立中央病院に設置されている熱源機器の水質管理を行い、設備機能を常に最良の状態に保ち、故障を未然に防ぐことを目的とするものである。

2 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

3 業務概要

- (1) 機器の水処理に使用する薬品の納入
- (2) 毎月の採水検査及び水処理業務に関する指導

4 業務内容

本業務委託における作業範囲及び項目は、以下のとおりとする。

(1) 作業計画書等の作成

- ・ 本業務の実施にあたり、病院業務への影響が出ないように、現地調査及び関係資料の確認を行い、スケジュールや作業体制、実施方法等を整理のうえ「作業計画書」を作成し、病院の承認を得ること。

(2) 機器の水処理に使用する薬品の納入

- ・ 「5. 水処理薬品仕様」に記す薬品を、病院からの依頼に応じて納品する。
- ・ 「5. 水処理薬品仕様」の「製品名」は参考品名（令和5～7年度実績）であり、同等の効果が得られるものであれば別の薬品であってもよい。ただし、サーモフレッシュCA-312についてはボイラーのメーカー保証のため令和8年度は別の薬品にすることは認めない。薬品に関する仕様等が分かる資料を事前に病院に提出し、許可をとったものでなくてはならない。
- ・ 「5. 水処理薬品仕様」の「年間使用見込量」は過去3年度実績使用量の平均値である。
- ・ 病院の都合（機器増設等）により年間使用量に著しい変更が発生する場合は、病院との協議のもと変更後の見込数量を決定することとする。

(3) 毎月の採水検査及び水処理業務に関する指導

- ・ 月に1回、薬品使用対象となるすべての機器（ボイラー4台、冷温水発生装置及び冷却塔2基）に関連する水（ボイラー環水、ボイラー補給原水、ボイラー硬度除去水、ボイラー補給タンク水、冷却塔循環水、冷却塔補給水）を採取して水質検査を実施する。ただし、冷温水発生装置の冷却塔循環水の水質検査は冷房運転時の5月から11月までの期間のみでよい。
- ・ 水質検査の結果に問題があることが認められた場合、速やかに病院へ報告を行い水質改善のための是正策を提案する。この際、再度の採水検査が必要となった場合は、受注者の負担で実施することとする。
- ・ 水質検査項目は、一般的なもの（PH、電気伝導率等）及び薬品特有のもの（亜硫酸イオン、リン酸イオン等）の両方を行う。水質検査項目及び検査基準値は、検査実施前に病院の承認を得たものでなくてはならない。

- ・ 受注者は、水質検査の結果を報告書にて提出する。報告書の記載は検査結果が基準値を満たしているのかが明確に分かるものでなくてはならない。(参考：別紙1)

5 水処理薬品仕様 (参考) ※見込使用量は過去3年間の実績をもとに算出

| 製品種別 | 製品名 | 年間使用 見込量 | 使用対象機器 | 効果 |
|-------------------------|---------------------|-------------|--------------|---|
| 冷却水系 スライムコン トロール剤 | アクアサイド SC-49 | 160 [kg] | ・ 冷温水発生装置冷却塔 | 冷却水のレジオネ ラ菌等の微生物抑 制。 |
| 冷却水系 処理剤 | アクアスハイパー LP-200 | 250 [kg] | ・ 冷温水発生装置冷却塔 | 冷却水の藻、微生 物、スケールの抑 制と機器類の腐食 防止。 |
| ボイラー清缶 剤 | アクアスフォルテ BS-635A | 160 [kg] | ・ 貫流式蒸気ボイラー | ボイラー循環水の PH調整、スケール 防止、腐食防止。 |
| ボイラー清缶 剤 | サーモフレッシュ CA-312 | 640 [kg] | ・ 簡易貫流ボイラー | ボイラー循環水の PH調整、スケール 防止、腐食防止。 |

6 機器仕様

| 機器種別 | 数量 | メーカー | 型式・能力 |
|-------------------|----|---------------|----------------------------------|
| 吸収式冷温水発生装置 | 2 | 矢崎エナジーシステム(株) | CH-MG180HC (180USRT) |
| 吸収式冷温水発生装置 冷却塔 | 2 | 荏原冷熱システム(株) | SDW- U175ASSDT 冷却能力1,110KW |
| 簡易貫流ボイラー | 5 | (株)日本サーモエナー | EQRH-1001AM 定格蒸気発生量：1,000kg/h |
| 貫流式蒸気ボイラー | 1 | (株)日本サーモエナー | EQSH2000KM 定格蒸気発生量：2,000kg/h |

7 成果品

以下のドキュメントを、A4又はA3版紙媒体1部、電子媒体1部により病院に納入すること。

- (1) 作業計画書（スケジュール、体制、作業方法など）
- (2) 作業結果報告書（試験・点検結果、写真帳など）
 - ・水質検査結果報告書（月毎に提出）
 - ・薬品納品書（納品時に提出）

8 留意事項

- ① 作業の実施にあたっては、作業計画書に基づき作業を進めることとし、病院の業務に支障をきたさないよう十分配慮すること。
- ② 受注者は、本業務に関する諸法規その他諸法令を遵守し、円滑なる進捗をはかること。
- ③ 受注者は、関係官公署その他の関係機関への届出手続等が必要な場合は、資料の作成及び届出手続等を行う。この費用についても、本調達の費用に含めること。その他、病院が必要と認め、指示した書類の整備を行うこと。
- ④ 資格を必要とする作業は、適切に有資格者を配置し業務にあたること。
- ⑤ 受託者は、各種法令（労働安全衛生法等）に基づき、必要な健康診断を実施するとともに、業務従事者の健康状況に常に注意し、業務従事者が感染症疾病に罹患したときは、委託者に報告すること。また、委託者の指示により従事させない等の措置を直ちに講ずること。
- ⑥ 受託者は、当院が定める「B型肝炎および麻疹・風疹・水痘・おたふくかぜにおける抗体検査・ワクチン接種および履歴登録の運用基準」に基づき、麻疹・風疹・水痘・おたふくかぜ・B型肝炎の予防接種及び検査を業務に従事するまでに受けさせるものとする。また、そのワクチン接種歴は、受託者が記録として管理するとともに病院に報告すること。なお、費用に関しては受託者が負担するものとする。
- ⑦ 受託者は、委託者の指示により、緊急的に予防接種（インフルエンザ等の感染症）及び検査等が必要であると判断された場合は、委託者の指導に基づき適切な感染防止対策を講ずること。なお、費用に関しては受託者が負担するものとする。
- ⑧ 受託者は、委託者が指定する委託者主催の講習会（感染・安全管理に関するなど）に従事者を参加させること。